



議案第四十七号

三朝町室課設置条例の一部改正について

次のとおり三朝町室課設置条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十四年五月二十一日

三朝町長 坂出 雅巳

昭和四十四年五月二十一日 原案可決

三朝町議会議長 大田秀雄

三朝町条例第 号

三朝町室課設置条例の一部を改正する条例

三朝町室課設置条例（昭和三十四年三朝町条例第七号）の一部を次のように改正する。

題名中「室」を削る。

第一条を次のように改める。

第一条 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百五十八条第七項の規定に基づき、次の課を置く。

総務課

財政課

税務課

厚生課

農林課

建設課

観光商工課

附 則

この条例は、公布の日から施行する。